

【1990年3月14日】労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱の諮問・答申について

労働省

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱の諮問・答申について

1 労働者災害補償保険制度の改善については、昨年12月、労働者災害補償保険審議会(会長 萩澤清彦 成蹊大学教授)から建議をいただいたところであるが、その中で法律改正を必要とする事項について労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱(別紙)をとりまとめ、3月7日、同審議会に対し諮問したところ、本日、同審議会からこれを了承する旨答申が行われたところである。

2 今後、労働省としては、早急に要綱の内容を成文化し、関係省庁と協議のうえ、今国会に労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を提出する予定である。

なお、同要綱の主な内容は次のとおりである。

(1) 年金・一時金及び休業補償のスライド要件の改善

年金・一時金のスライド要件(6%)を緩和し、完全自動賃金スライド制とする。

休業スライドの発動要件を20%から10%に引き下げるとともに、事業場の規模及び業種により異なっている算定方式を全産業・全規模を通じて一本化する。

(2) 長期療養者の休業(補償)給付への年齢階層別の最低・最高限度額の導入

療養開始後1年半経過した者に対する休業(補償)給付の給付基礎日額に、既に年金に設けられている年齢階層別の最低・最高限度額を適用する。

(3) 農業従事者の特別加入制度の改善を通じた強制適用事業の範囲の拡大

現在暫定任意適用事業とされている農業の事業(5人未満の労働者を使用する個人経営の農家)の事業主が、労働省令で定めるところにより(注) 労災保険に特別加入した場合には、当該事業に使用される労働者については労災保険を当然に適用する。

(注) 労働省令では、既存の指定農業機械従事者に加えて、一定規模以上の農業の個人事業主等が行う一定の危険又は有害な作業を対象作業とする特別加入制度を新設することとしている。

施行期日

(1) 平成2年 8月1日

平成2年10月1日

(2) 平成2年10月1日

(施行日に現に療養中の者には1年半経過後の平成4年4月1日から適用)

(3) 平成3年 4月1日

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者災害補償保険法の一部改正関係

一 スライド制の改善

- (一) 年金及び一時金たる保険給付の額について、年度ごとに賃金水準の変動（現行六パーセントを超える変動に限定）に応じて改定することとともに、規定を本則化すること。
- (二) 休業補償給付及び休業給付の額について、四半期単位でみて賃金水準が十パーセントを超えて変動した場合（現行二十パーセントを超えて変動した場合）にその変動率に応じて改定することとともに、変動率を全産業、全規模の平均賃金（現行千人以上規模では当該事業場の同種の労働者の、それ未満では業種ごとの平均賃金）を用いて算定すること。

二 長期療養者に対する給付の改善

療養開始後一年六箇月を経過した者に対する休業補償給付及び休業給付に係る給付基礎日額について、年金たる保険給付の例にならい、年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定めること。

第二 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正関係

労災保険の強制適用事業の範囲の拡大

農業の事業のうち事業主が労働省令で定めるところにより労災保険に特別加入しているものについては、労働者を使用した場合、当該事業を強制適用事業とすること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この改正法は、次の区分に応じ施行すること。

- (一) 第一の一（一）に係る改正内容 平成二年八月一日
- (二) 第一の一（二）及び第一の二に係る改正内容 平成二年十月一日
- (三) 第二に係る改正内容 平成三年四月一日

二 経過措置

- (一) 第一の二の改正に伴う最低限度額及び最高限度額の適用に関しては、その施行日前に療養を開始していた者については、施行日に療養を開始した者とみなすこと。
- (二) その他所要の経過措置を設けること。

三 その他

第一及び第二の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。